

# 行政文書開示請求書

宮城県知事

平成30年9月14日  
**仙台市民オンブズマン**  
 〒980 仙台市青葉区中央4-3-28  
 宮城地域自治研究所内  
 ☎ (022) 261-5029

殿

請求者 住所

氏名

代表 原田 憲

(法人その他の団体あつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)

(227-9900)

情報公開条例第5条第1項の規定により、次のとおり行政文書の開示を請求します。

請求する行政文書の内容	(行政文書の件名又は知りたいと思う事項について具体的に記入してください) 気仙沼市の魚野地区防潮堤の天端高について、地盤隆起(22cm)を考慮した防潮堤高とついでにその判明以降、その原因を調査した経過と結果の合のり文書一切。
請求の目的	調査
請求者の連絡先	※ (事務所等の名称 事務所等の所在地 電話番号 ( ) - 内線 )
行政文書の開示の方法の区分	1 閲覧・視聴    2 写しの交付・複製物の供与    (3) 1及び2

- (注) 1 請求の目的欄は、請求された行政文書の特定等の参考にするためのものですが、記入については請求される方の任意です。  
 2 ※印の欄は、請求者欄と一致する場合は、記入する必要はありません。

この欄には記入しないでください。

行政文書の件名	( ) 年度
担当課(所)	電話番号 ( ) - 内線
備考	(Blank space for notes)

# 決定期間延長通知書

漁復第69号  
平成30年9月27日

仙台市民オンブズマン 代表 原田 憲 殿

宮城県知事 村井 嘉 浩



平成30年9月14日付けで請求のあった行政文書の開示については、情報公開条例第6条第4項の規定により、次のとおり行政文書の開示をするかどうかの決定をする期間を延長したので通知します。

行政文書の内容	気仙沼市の魚町地区防潮堤の天端高について、地盤隆起（22cm）を考慮しない防潮堤高となっていることが判明した後、その原因を調査した経過と結果が分かる資料一切。
情報公開条例第6条第1項に規定する決定期間	平成30年9月14日から 平成30年9月28日まで
決定期間の延長期限	平成30年11月16日まで
延長の理由	請求のあった行政文書は大量であり、期間内の事務処理が困難なため。
担当課・所	農林水産部 漁港復興推進室 電話番号（022）211-2674（直通） 気仙沼地方振興事務所 水産漁港部 電話番号（0226）22-5480（直通）
備考	

## 行政文書部分開示決定通知書

漁復第90号  
平成30年11月16日

仙台市民オンブズマン  
代表 原田 憲 殿

宮城県知事 村 井 嘉 浩



平成30年9月14日付けで請求のあった行政文書の開示については、情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり一部を除いて行政文書の開示をすることを決定したので通知します。

行政文書の内容	別紙対象行政文書一覧のとおり
行政文書の開示の日時	請求者との調整による
行政文書の開示の場所	県政情報センター
一部について行政文書の開示をしない理由	情報公開条例第8条第1項第2号該当 対象行政文書には、法人の担当者氏名や住民の氏名等、個人に関する情報が含まれており、特定の個人が識別され、公開することにより、個人の権利利益が害されるおそれがあるため。 情報公開条例第8条第1項第7号該当 対象行政文書には、交渉の事務事業に関する情報があり、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業の円滑な執行に支障が生ずると認められるため
※一部について行政文書の開示をしない理由がなくなる期日	一 年 一 月 一 日
担当課(所)	漁港復興推進室 電話番号(022)211-2674(直通)
備考	

(教示)

- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県知事に審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（この決定についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県知事となります。）、この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(注) 1 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当課(所)へ御連絡ください。

- 2 条例第7条第3項の規定により、この通知があった日から90日を経過すると、開示を受けることができなくなります。  
なお、正当な理由によりこの期間内に開示を受けることができない場合には、担当課（所）へ御連絡ください。
- 3 行政文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 4 ※印の欄は、一部について行政文書の開示をしない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合に記入してありますので、当該期日以降改めて請求してください。